

改正案

現行

（物品又は役務の数量を金銭に換算した金額）

（物品又は役務の数量を金銭に換算した金額）

第一条 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号。以下「法」という。）

第一条 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号。以下「法」という。）

（第二条第一項第二号の前払式証券を使用することによって給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額は、顧客に対し当該数量の物品を給付し、又は当該数量の役務を提供した場合に、当該顧客からその代価として通常取得すべき金額とする。）

（第二条第一項第二号の前払式証券を使用することによって給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額は、顧客に対し当該数量の物品を給付し、又は当該数量の役務を提供した場合に、当該顧客からその代価として通常取得すべき金額とする。）

2 前項の規定は、次条、第十条、第十一条、第十三条、第十四条及び第二十五条の規定において物品又は役務の数量を金銭に換算する場合に準用する。

2 前項の規定は、次条及び第二十五条の規定において物品又は役務の数量を金銭に換算する場合に準用する。

（登録申請書のその他の記載事項）

（登録申請書のその他の記載事項）

第十条 法第七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第十条 法第七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四（略）

一〜四（略）

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下「公益法人等」という。）が発行する前払式証券の未使用残高（代価の弁済に充てること

（新設）

ができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。次条第六号、第十一条の三、第十三号口及び第十四条第一項第七号において同じ。）を当該公益法人等を名義人とする口座において預貯金として管理することとされているときは、当該未使用残高を預け入れる金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関又は日本郵政公社をいう。次条第六号及び第十四条第一項第七号において同じ。）の名称及び所在地

六 公益法人等が発行する前払式証券の所有者からの苦情及び相談に係る業務を担当する者又は担当する部署並びに発行する前払式証券が公益法人等の事由により使用できない

（新設）

場合におけるその旨の周知を担当する者が前払式証券、前払式証券の利用に係る約款若しくは説明書又はこれらに類する書面（以下「前払式証券等」という。）に定められているときは、当該苦情及び相談に係る業務を担当する者の氏名又は担当する部署の名称及び連絡先並びに当該周知を担当する者の商号又は名称及び連絡先

（登録申請書の添付書類）

（登録申請書の添付書類）

第十一条 法第七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が

第十一条 法第七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が

証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

一〜四 (略)

五 最終の貸借対照表、損益計算書（公益法人等にあつては、収支計算書をいう。第二十条第四項において同じ。）、株主資本等変動計算書及び個別注記表又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項又は第六百七十七条第一項の規定により作成する成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面

六 公益法人等が発行する前払式証券の未使用残高を当該公益法人等を名義人とする口座において預貯金として管理することとされているときは、当該未使用残高を預け入れる金融機関の名称及び所在地並びに当該預貯金口座があることを確認できる書類

七 公益法人等が発行する前払式証券の所有者からの苦情及び相談に係る業務を担当する者又は担当する部署並びに発行する前払式証券が公益法人等の事由により使用できない場合におけるその旨の周知を担当する者が前払式証券等に定められているときは、その定めを記載した前払式証券等

2 (略)

(登録の拒否の審査)

第十一条の三 金融庁長官は、法第六条の登録の申請があつた場合において、法第九条第一項第六号に規定する第三者発行型前払式証券の発行の業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎を有しない法人であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げる基準のいずれにも該当しないかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした者（公益法人等を除く。）が次に掲げる基準のいずれにも該当するものであること。

イ 第十一条第一項第五号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面（次号及び第三号において「貸借対照表等」という。）において、資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次号及び第三号において「純資産額」という。）が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額以上であること。

ロ 資本金又は出資の額が一億円以上であること（発行する前払式証券の使用できる商店、商店街、地域その他の範囲が限られたものと認められる場合には、資本金又は出資の額が千万円以上であること。）。

二 当該申請をした者（公益法人等に限る。）の貸借対照表等において、純資産額が一億円以上であること（発行する前払式証券の使用できる商店、商店街、地域その他の範囲が限られたものと認められる場合には、純資産額が千万円以上であること。）。

三 当該申請をした者（公益法人等に限る。）が次に掲げる基準のいずれにも該当し、かつ、貸借対照表等において、純資産額が零以上であること。

証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

一〜四 (略)

五 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項又は第六百七十七条第一項の規定により作成する成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面

(新設)

(新設)

2 (略)

(登録の拒否の審査)

第十一条の三 金融庁長官は、法第六条の登録の申請があつた場合において、法第九条第一項第六号に規定する第三者発行型前払式証券の発行の業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎を有しない法人であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げる基準のいずれにも適合しないかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした者が次に掲げる基準のいずれにも該当するものであること。

イ 第十一条第一項第五号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面において、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額以上であること。

ロ 資本金又は出資の額が一億円以上であること（前払式証券の使用できる商店、商店街、地域その他の範囲が限られたものと認められる場合には、資本金又は出資の額が千万円以上であること。）。

(新設)

(新設)

イ 定款又は寄附行為に前払式証券の発行業務を行う旨並びに地域経済の活性化及び当該地域の住民相互の交流の促進を図ることを目的とする旨の記載がされているものであること。

ロ 発行する前払式証券を使用できる範囲が、一の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）の区域又はこれに隣接する市町村の区域内に限られているものであること。

ハ 発行する前払式証券の未使用残高（法第十三条第一項の規定により供託をした発行保証金の金額及び同条第二項の規定により供託をしないことができる金額を除く。）を、当該公益法人等を名義人とする口座において預貯金として管理することとされているものであること。

ニ 発行する前払式証券の所有者からの苦情及び相談に係る業務を担当する者又は担当する部署並びに発行する前払式証券が公益法人等の事由により使用できない場合におけるその旨の周知を担当する者（当該公益法人等以外の法人に限る。）が前払式証券等に定められているものであること。

ホ 発行する前払式証券に当該公益法人等の貸借対照表等及び収支計算書の閲覧の請求ができる旨の記載がされているものであること。

四 法律により行政庁の認可を受けて設立した金融庁長官が告示をもって定める営利を目的としない法人であつて、定款に前払式証券の発行業務を行う旨の記載がされているものであること。

（変更の届出）

第十四条 第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第九号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）一部を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 （略）

七 発行する前払式証券の未使用残高を預け入れる金融機関に変更があつた場合 当該変更後の未使用残高を預け入れる金融機関の名称及び所在地並びに預貯金口座があることを確認できる書類

八 発行する前払式証券の所有者からの苦情及び相談に係る業務を担当する者若しくは担当する部署又は発行する前払式証券が公益法人等の事由により使用できない場合におけるその旨の周知を担当する者を変更した場合 当該変更後の前払式証券等

2～4 （略）

二 法律により行政庁の認可を受けて設立した金融庁長官が告示をもって定める営利を目的としない法人であつて、定款に前払式証券の発行業務を行う旨の記載がされているものであること。

（変更の届出）

第十四条 第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第九号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）一部を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 （略）

（新設）

（新設）

2～4 （略）

(保全契約の相手方)

第十六条 令第九条第二項第一号に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

一 (略)

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関

三 (略)

別紙様式第5号 (第9条関係)

(日本工業規格A4)

(第1面)

(略)

12. 発行する前払式証券の未使用残高を預け入れる金融機関の名称及び所在地 (第12面)

<u>(ふりがな)</u>	
金融機関の 名 称	
所 在 地	<u>(郵便番号 ー) 電話番号(ー) ー</u>

(記載上の注意)

発行者が公益法人等 (第11条の3第1号イに規定する純資産額が1億円未満 (発行する前払式証券の使用できる商店、商店街、地域その他の範囲が限られたものと認められる場合には千万円未満) であるものに限る。以下同じ。) に該当し、第10条第5号に規定する未使用残高を当該公益法人等を名義人とする口座において預貯金として管理することとされている場合に記載すること。

(第13面)

13. 苦情及び相談に係る業務を担当する者又は担当する部署並びに前払式証券が使用できない場合におけるその旨の周知を担当する者

(1) 発行する前払式証券の所有者からの苦情及び相談の業務を担当する者の氏名又は担当する部署の名称及び連絡先

(保全契約の相手方)

第十六条 令第九条第二項第一号に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

一 銀行

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律 (平成五年法律第四十四号) 第二条第一項に規定する協同組織金融機関

三 保険業法 (平成七年法律第百五号) 第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社等若しくは同法第二百十九条第一項の免許を受けた者の社員

別紙様式第5号 (第9条関係)

(日本工業規格A4)

(第1面)

(略)

(新設)

(ふりがな) 氏名又は 部署の名称	
連絡先	(郵便番号 ー) 電話番号(ー) ー

(記載上の注意)

発行者が公益法人等に該当し、発行する前払式証券の所有者からの苦情及び相談に係る業務を担当する者又は担当する部署が前払式証券等に定められている場合に記載すること。

(2) 前払式証券が発行する公益法人等の事由により使用できない場合におけるその旨の周知を担当する者の商号又は名称及び連絡先

(ふりがな) 商号 又は名称	
連絡先	(郵便番号 ー) 電話番号(ー) ー

(記載上の注意)

発行者が公益法人等に該当し、発行する前払式証券等が公益法人等の事由により使用できない場合におけるその旨の周知を担当する者が前払式証券等に定められている場合に記載すること。